

各県立学校長 殿

教 育 長

水泳等の事故防止について（通知）

このことについて、別添のとおりスポーツ庁次長から通知がありました。

については、貴校のプールにおける今夏の水泳等の事故防止のため、関係機関・団体と密接な連携を図り、地域の実情に即した適切な措置の徹底、安全指導及び事故防止のための周知を図るとともに、衛生管理についても御配慮ください。

また、下記事項等について指導の徹底を図り、水泳の授業及び水遊びやスポーツ活動等を行う場合の安全確保に万全を期すようお願いします。

記

1 指導の徹底

- (1) 小・中学校及び高等学校入学年次の水泳の授業では、飛び込みによるスタート指導は行わず、水中からのスタートを指導し、高等学校においては、入学年次の次の年次以降においても、原則として水中からのスタートを取り扱うこと。
また、別添資料「水泳の飛び込み事故の防止について」を参照し、安全を十分に確保すること。
- (2) 児童生徒の水難事故は、学校の夏季休業に入った直後に多発する傾向があるものの、夏季休業前や終了後にも発生していることから、学校においては、年度の早い時期から継続して水泳の事故防止に関する心得を十分指導するとともに、PTA等を通じて家庭にも指導の趣旨を周知すること。
- (3) 児童生徒が個人やグループで水泳や水遊びに出かけるときは、必ず保護者や水泳の熟練者と同行するよう指導するとともに、事前に、行き先、帰宅の予定日時、同行者等を家庭に知らせる習慣を付けるよう指導すること。
- (4) 学校周辺にある海、堤防、河川、河口付近、湖沼池、側溝、プール、ダム、港及びその他遊泳禁止区域など、水難事故発生のおそれがある危険箇所について再点検を行うとともに、それらの危険箇所を児童生徒に示すなど具体的な安全指導を行うこと。

2 今回の通知に新たに記載された参考資料

- ・「運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善のためのガイドライン（試行版）」
(令和 8 年 1 月スポーツ庁)
https://www.mext.go.jp/sports/content/20270209-spt_kensport01-300000789_10.pdf
- ・「持続可能な水泳授業の実施に向けた参考資料について」(令和 8 年 2 月スポーツ庁)
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/jsa_00054.html

事故防止のための措置を講ずるに当たっては、これらの資料も参考に、適切に活用されるようお願いします。

連絡先

保健体育課学校体育安全係 担当：山下
電話 099-286-5314
mail : gakutai@pref.kagoshima.lg.jp

※本文書の分類基準表上の分類記号：「G-2-2(安全指導総括)」

各市町村教育委員会教育長 殿

鹿児島県教育委員会教育長

水泳等の事故防止について（通知）

このことについて、別添のとおりスポーツ庁次長から通知がありました。

については、貴市町村が設置するプール（指定管理者が管理するものも含む。）及び貴管下の学校のプールにおける今夏の水泳等の事故防止のため、関係機関・団体と密接な連携を図り、地域の実情に即した適切な措置の徹底、安全指導及び事故防止のための周知を図るとともに、衛生管理についても御配慮くださるようお願いいたします。

また、貴管下の学校(園)長に対し、下記事項等について指導の徹底を図り、水泳の授業及び水遊びやスポーツ活動等を行う場合の安全確保に万全を期すよう御指導ください。

なお、貴市町村の関係部局等への周知も併せてお願いします。

記

1 指導の徹底

- (1) 小・中学校及び高等学校入学年次の水泳の授業では、飛び込みによるスタート指導は行わず、水中からのスタートを指導し、高等学校においては、入学年次の次の年次以降においても、原則として水中からのスタートを取り扱うこと。

また、別添資料「水泳の飛び込み事故の防止について」を参照し、安全を十分に確保すること。

- (2) 児童生徒の水難事故は、学校の夏季休業に入った直後に多発する傾向があるものの、夏季休業前や終了後にも発生していることから、学校においては、年度の早い時期から継続して水泳の事故防止に関する心得を十分指導するとともに、PTA等を通じて家庭にも指導の趣旨を周知すること。

- (3) 児童生徒が個人やグループで水泳や水遊びに出かけるときは、必ず保護者や水泳の熟練者と同行するよう指導するとともに、事前に、行き先、帰宅の予定日時、同行者等を家庭に知らせる習慣を付けるよう指導すること。

- (4) 学校周辺にある海、堤防、河川、河口付近、湖沼池、側溝、プール、ダム、港及びその他遊泳禁止区域など、水難事故発生のおそれがある危険箇所について再点検を行うとともに、それらの危険箇所を児童生徒に示すなど具体的な安全指導を行うこと。

2 今回の通知に新たに記載された参考資料

- ・「運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善のためのガイドライン（試行版）」
(令和 8 年 1 月 スポーツ庁)

https://www.mext.go.jp/sports/content/20270209-spt_kensport01-300000789_10.pdf

- ・「持続可能な水泳授業の実施に向けた参考資料について」(令和 8 年 2 月 スポーツ庁)

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/jsa_00054.html

事故防止のための措置を講ずるに当たっては、これらの資料も参考に、適切に活用されるようお願いいたします。

連絡先

保健体育課学校体育安全係 担当：山下
電話 099-286-5314

mail : gakutai@pref.kagoshima.lg.jp

保健体育課スポーツ振興係 担当：中園

電話 099-286-5323

mail : s-sports@pref.kagoshima.lg.jp

今夏の水泳活動における事故防止のため、施設の安全点検、監視体制の強化、従事者への教育・訓練の必要性等、重点的に取り組むべき事項をまとめましたのでお知らせします。

8ス庁 第224号
令和8年4月28日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市市長
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
各国公立高等専門学校長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の長

スポーツ庁次長
浅野 敦 行

水泳等の事故防止について（通知）

標記については、例年関係方面の御協力をいただいているところでありますが、海や河川における水難事故及びプールでの水泳事故等により依然として多くの犠牲者が出ております（別添1、2参照）。

つきましては、今夏における水泳等の事故防止のため、関係機関・団体と密接な協力の下、下記事項及び「プールの安全標準指針」（平成19年3月文部科学省・国土交通省策定）（別添3）を参考として、地域の実情に即した適切な措置を徹底するとともに、衛生管理についても十分御配慮願います。

また、プールの利用が増加する夏季を前に、所管のプールの施設・設備について、安全点検及び確認を徹底していただきますようお願いします。仮に、施設・設備に不備があることが判明した場合には、安全確保のための措置が講じられるまでの間は、当該プールの使用を中止するようお願いします。

さらに、スポーツ庁においては、誰もが安全に、安心して運動・スポーツを楽しめる社会を実現するため、「運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善のためのガイドライン（試行版）」を令和8年1月にとりまとめるとともに、プール施設の安全点検等に活用できる「施設の設置・管理運営者向けチェックリスト」を作成しております。事故防止のための措置を講ずるに当たっては、これらを参考にし、適切に活用されるようお願いします。

事故防止のための安全確保が図られるよう、都道府県・指定都市及び都道府県教育委員会に

おかれては、関連する部局・課に周知の上、必要に応じて連携するとともに、都道府県及び都道府県教育委員会におかれては、市区町村及び市区町村教育委員会に通知する際に、市区町村の関連各課にも周知を徹底するよう御配意願います。

なお、学校における対応については、上記対応に併せて、別紙「学校における児童生徒等に対する水泳指導等について」及び「学校における働き方改革に配慮した学校プールの管理の在り方について（依頼）（令和6年7月10日付6文科初第885号）」にも留意願います。このことについて、都道府県・指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校及び市区町村教育委員会に対して、都道府県知事におかれては、所轄の学校法人及び学校設置会社に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体の長におかれては、認可した学校に対して、別紙の内容も活用し、効果的に周知されるようお取り計らい願います。

記

1. プールの施設面、管理・運営面について

（1）プールの利用期間前に、排（環）水口の蓋の設置の有無を確認し、蓋がない場合及び固定されていない場合は、早急にネジ・ボルト等で固定するなどの改善を図るほか、排（環）水口の吸い込み防止金具についても丈夫な格子金具とするなどの措置をし、いたずらなどで簡単に取り外しができない構造とすること。また、屋内プールにあっては、吊り天井の脱落防止のための点検を行う等の安全対策を講ずること。

（2）プールを安全に利用できるよう、救命具の設置や、プールサイド等での事故防止対策を行うとともに、適切かつ円滑な安全管理を行うための管理体制を整えること。

監視員については、プール全体がくまなく監視できるよう十分な数を配置し、救護員についても、緊急時に速やかな対応が可能となる数を確保すること。

【参考】スポーツ庁「学校における水泳事故防止必携〔2018年改訂版〕」

https://www.jpnssport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen_school/suiei2018/suiei2018_0.pdf

スポーツ庁「運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善のためのガイドライン（試行版）
「運動・スポーツ関連施設の設置・管理運営者の皆さまへ」

https://www.mext.go.jp/sports/content/20270209-spt_kensport01-300000789_10.pdf

スポーツ庁「運動・スポーツ関連施設の設置・管理運営者向けチェックリスト」

https://www.mext.go.jp/sports/content/20260122-spt_kensport01-300000789_17.pdf

消費者庁「幼稚園等のプール活動・水遊びでの溺れ事故を防ぐために」

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/teaching_material/

（3）プール施設の管理は利用者の命を守る重要な任務であることを踏まえ、監視員を含む安全管理に携わる全ての従事者に対し、プールの構造設備及び維持管理、事故防止対策、事故発生等緊急時の措置と救護等に関し、就業前に十分な教育及び訓練を行うこととし、公的な機関や公益法人等が実施する講習会の受講や公認資格制度の取得を促すこと。

また、使用期間中に新たに雇用した従事者に対しても、就業前に同様の教育、訓練を行うこと。

2. その他の留意事項について

(1) 集団で水泳を行う場合には、引率者や指導者の責任分担を明確にして、指導・監督が周知されるようにすること。また、班の編成に当たっては、引率者の指導・監督が全員に行き届く程度の人数に編成すること。

(2) 海、河川、用水路、湖沼池、プールなどの水難事故発生のおそれのある場所については、必要に応じて防護柵、蓋、危険表示の掲示板や標識の整備、監視員の配備、巡回指導の周知など、市町村、警察署、消防署、海上保安部署、保健所等との協力により点検等を行い、事故防止のため万全の安全確保措置を講ずること。

なお、幼児の水難事故も多く発生しているので、前記の事故防止措置については、幼児の行動にも配慮した万全のものとするとともに、保護者が監督を怠ることがないように、広報等によってこの趣旨の周知を図ること。

【参考】海上保安庁「ウォーターセーフティガイド」

<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety/>

公益財団法人B&G財団「水辺の安全学習アプリ」

<https://mizube-anzen.jp/>

(3) 水泳場を利用する場合、その選定に当たっては、保健所その他の関係諸機関の協力を得て、農薬、油、工場廃液、その他浮遊物等による水の汚染状況、水底の状態、潮流などを必ず事前に調査して適切な場所を選定すること。また、水泳区域標識、監視所、救命用具など事故防止のための施設・設備等を確認するとともに、救急体制を確立するよう配慮すること。

【本件担当】

(スポーツ全般)

スポーツ庁健康スポーツ課 松尾、外岡

電話：03-5253-4111 (内線 2684)

アドレス：kensport@mext.go.jp

(学校体育)

スポーツ庁政策課企画調整室 飯田、外薮

電話：03-5253-4111 (内線 2674)

アドレス：skikaku@mext.go.jp

(学校運動部活動、地域クラブ活動)

スポーツ庁地域スポーツ課 行武、柴田

電話：03-5253-4111 (3953、3043)

アドレス：tiikisport@mext.go.jp

(学校プール施設・社会体育施設)

スポーツ庁参事官(地域振興担当) 付 小林

電話：03-5253-4111 (3773)

アドレス：stiiki@mext.go.jp

学校における児童生徒等に対する水泳指導等について

1. 学校における水泳指導に際しては、以下の資料等を参考に、児童生徒の安全管理、安全指導を徹底すること。

- ①「学校における水泳事故防止必携（2018年改訂版）」
（平成30年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター）
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen_school/suiei2018/suiei2018_0.pdf
- ②「水泳指導の手引（三訂版）」
（平成26年3月文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1348589.htm
- ③「学校における体育活動中の事故防止のための映像資料」
（平成26年3月文部科学省）
<https://www.youtube.com/watch?v=0j-Dry4xcQ8&list=PLGpGsGZ3lmbBZpfbIZpdamkuUGAZsFHsX>
- ④「水泳の事故防止～プールへの飛び込み事故を中心に～」
（平成28年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター）
<https://www.youtube.com/watch?v=MiyTSzNboTA>
- ⑤「学校屋外プールにおける熱中症対策」
（平成31年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター）
[h30nettyuusyou.pool.pdf](https://www.h30nettyuusyou.pool.pdf)
- ⑥「持続可能な水泳授業の実施に向けた参考資料について」
（令和8年2月スポーツ庁）
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/jsa_00054.html

(1) 普段使用しているプールと異なる環境で行われた水泳の授業中に、児童が溺れて死亡した事例などの重大事故事例も発生していることから、学校外のプールを活用する場合や日頃と異なる環境において授業を行う場合には、安全管理に問題が無いか、構造（水深やプールの形状（傾斜式、入水時のステップの有無等））も含めて、複数の指導者等により事前に十分な確認を行う等、対応に万全を期すこと。

また、水泳授業の指導の一部を外部に委託することもあることから、安全管理の方法や緊急時の対応等について事前に指導者・監視者等で共有するとともに、児童生徒へも必要な指導を行うこと。

特に小学校においては、水に十分に慣れていない児童や水深が深い場所では足がつかない児童もいることから、安全な授業が行われるよう、体格や泳力などに応じた適切な安全対策、授業中の十分な監視及び指導体制の確保と緊急時への備えが行われるようにすること。

(2) 飛び込みによるスタート時には、深く入水し、水底に頭部を打ちつける等の重大事故が起きている。学習指導要領及び同解説においては、「小・中学校及び高等学校入学年次の授業では、飛び込みによるスタート指導は行わず、水中からのスタートを指導すること」、「高等学校の入学年次の次の年次以降においても、原則として水中からのスタートを取り扱うこと」としており、各学校においては、学習指導要領を踏まえ、安全面に十分に配慮した指導を行うこと。

なお、高等学校学習指導要領では、「入学年次の次の年次以降は、安全を十分に確保した上で、学校や生徒の実態に応じて段階的な指導を行うことができること」としているが、高等学校の入学年次の次以降及び水泳部の活動で飛び込みによるスタートを行う際には、飛び込みによるスタートが安全に行えるプールであること、安全に指導できる教師又は外部指導者が立ち会い、直接指導すること、生徒の体力や技能の程度を踏まえた段階的な指導を行うことといった、適切な安全対策を確実に講じること。その際、適宜、公益財団法人日本水泳連盟が策定した「スタートの段階指導」および「プール水深とスタート台の高さに関するガイドライン」等も参考に、安全な指導を行うこと。

(https://swim.or.jp/assets/files/pdf/pages/about/index/g_02_2.pdf)



【参考：危険なスタート】



「学校体育実技指導資料 第4集 水泳の指導の手引き（三訂版）」 動画「スタートの段階指導」
 （平成 26 年 3 月文部科学省）抜粋

- (3) プールに浮かべて使用する浮島は、学習指導要領においては使用を想定していないが、浮島の下に児童生徒が覆われると、大きい浮島に吸引されて水面に上がれなくなる可能性があるため、浮島を使用する場合は、「消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書（水上設置遊具による溺水事故）」（https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_018/assets/report_018_200619_0002.pdf）を参考に、監視等の十分な注意を払うとともに、児童生徒の安全を確保できない場合は、浮島の使用は控えること。

【令和7年度の災害共済給付の重大事故の例】

学校種	授業・部活動の別	事故の状況
小	授業	体育の授業中、学校外のプールで水泳をしていた際、25m 泳ぎ終わったところで意識を失い、浮かんでいたところを発見された。救急搬送され、心室細動により入院して治療を受け、後日、除細動器を植え込んだ。
中	授業	体育の授業中、プールの短辺を泳いで一往復していた際、復路を泳ぎ切った後、プールサイドにつかまった状態で意識を失った。救急搬送され、入院して治療を受け、後日、除細動器を植え込んだ。
中	授業	体育の授業中、プールのシャワーの前の階段で足を滑らせ転倒し、腰を階段に強打した。冷却後、受診し治療を受けたが、第3、4腰椎棘突起骨折により、腰に疼痛が残った。

【令和6年度の災害共済給付の重大事故の例】

学校種	授業・部活動の別	事故の状況
小	授業	体育の授業中、学校外のプールでバタ足の練習をしていた際、プール中央付近に沈んでいるところを発見された。救急搬送され治療を受けたが、溺水により同日死亡した。
高	体育的部活動	水泳部の活動中、プールでスタート練習をしていた際、入水角度 40 度以上の状態で飛び込み、プールの底に頭を打ちつけた。救急搬送され、頸髄損傷により手術を受けたが、四肢まひが残った。
高	体育的部活動	水泳部の活動中、プールで飛び込みの練習をしていて、スタート台から飛び込んだ際にプールの底に頭を打ちつけた。救急搬送され治療を受けたが、第5頸椎椎体骨折により、せき柱に変形障害が残った。

2. 児童生徒の水難事故が特に学校の夏季休業に入った直後に多発する傾向にあるので、学校においては、体の調子確かめてから泳ぐ、プールなどの水泳場での注意事項を守って泳ぐなどといった水泳の事故防止に関する心得を十分指導し、PTAなどを通じて家庭にも指導の趣旨を周知するよう配慮すること。その際、以下の資料等も参考とすること。

- ① e-learning コンテンツ「守ろう！いのち 学び合おう！水辺の安全」
(公益財団法人日本ライフセービング協会)

<https://elearning.jla-lifesaving.or.jp/>

- ②小中学生向け水難防止デジタル教材「水辺の安全学習アプリ」
(公益財団法人B & G財団)

<https://mizube-anzen.jp/>

3. 児童生徒が個人やグループで水泳や水遊びに出かけるときには、必ず保護者や水泳の熟練者と同行するよう指導するとともに、事前に行き先、帰宅の予定日時、同行者等を家庭に知らせること。
4. 児童生徒の発達段階に応じて、海水浴・水泳等に関する事故の危険を予見し、自ら回避できるよう学校、家庭、地域において適切に指導するなど安全指導の充実に努めること。
5. 幼稚園等については、本通知のほか、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組み】」（平成 28 年 3 月 <https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/guideline>) や、「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びに関する実態調査」（平成 30 年 4 月 24 日 消費者安全調査委員会 https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_003/pdf/report_0003_180424_0001.pdf) も踏まえ、一層の安全対策に取り組むこと。

① 飛び込みによるスタート時の重大事故

飛び込みによるスタート時に、深く入水し、水底に頭部を打ちつける重大事故が起きています。



【重大事故の例】

学校種	事故の状況
中学校	水泳部の活動で、飛び込み台から飛び込み練習を行い、水底で前頭部を打った。顧問がプールサイドから引き上げた際、生徒が、しびれがあり下半身の感覚がない、声を出すのも厳しい等の訴えがあった。
中学校	水泳部の活動で、飛び込みの練習をしていたところ、飛び込んで着水するまでの意識はあったが、その後、気づいたら水の中だった。プールの中で意識は戻ったが、体を動かすことができないことに気づいた。
中学校	水泳部の活動で、スタート台からの飛び込み練習の際、プールの底で頭部を強打し、意識はあるが感覚を失った状態で浮いてきた。

② 適切な安全対策



高等学校の入学年次の次年以降及び水泳部の活動で飛び込みによるスタートを行う際は、飛び込みによるスタートが安全に行えるプールであること、安全に指導できる教師又は外部指導者が立ち会い、直接指導すること、生徒の体力や技能の程度を踏まえた段階的な指導を行うことといった、適切な安全対策を確実に講じることが必要です。

③ 正しいスタート技術の習得

飛び込み事故の防止には、正しいスタート技術の習得とその教育が重要です。公益財団法人日本水泳連盟が策定した「スタートの段階指導」および「プール水深とスタートの高さに関するガイドライン」も参考にして、安全な指導をお願いします。

※「スタートの段階指導」および「プール水深とスタートの高さに関するガイドライン」 (https://swim.or.jp/assets/files/pdf/pages/about/index/g_02_2.pdf)

動画「スタートの段階指導」



6 文科初第 885 号
令和 6 年 7 月 10 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長
矢 野 和 彦

スポーツ庁次長
茂 里 毅

学校における働き方改革に配慮した学校プールの管理の在り方について
(依頼)

日頃から、地方教育行政の発展に御尽力と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

昨今学校プールの管理を担当することとされた教師等が給水の停止等をしなかったことで継続的に給水が行われ、結果として校長や当該教師等が水道料金を賠償する事例が発生するなど、学校プールの管理業務が担当する教師等にとって過度な負担につながっている事態も見受けられます。

学校設置者による必要な支援やチェック体制の構築等が十分に行われないまま、特定の教師等に学校プールの管理が任せられ、教師等が損害賠償の責めを負う恐れもある中で勤務する状況は望ましくありません。

こうした学校プールの管理業務に関する教師等の負担を軽減するための取組として、指定管理者制度を活用したり、民間業者へ委託したりすること等を通じて教師等の負担を軽減することが考えられます。各学校設置者におかれては、こうした取組について御検討いただくとともに、引き続き学校で学校プールの管理を行う場合でも、管理員の配置や自動で給水を止めるためのシステムの導入、複層的なチェック体制の構築、マニュアルの作成等を通じ、学校プールの管理を特定の教師等に任せきりにせず組織として適切に行うための環境整備を徹底いただくようお願いします。

また、学校プールではなく、地域の公営・民営プールを活用して、水泳指導を行うことも考えられます。

以上の点に関して、文部科学省においては、「学校体育施設の有効活用に関する手引き」（令和 2 年 3 月 スポーツ庁）及び「学校施設の集約化・共同利用に関する取組事例集」（令和 2 年 3 月 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部）において、指定管理者制度、PFI、民間委託を活用した学校プールの管理・運営や公営・民営プールの活用等に関する事例を紹介しております。また、学校施設環境改善交付金を活用し、学校プールを新改築する際に、自動で給水を止めるためのシステム等を含めて整備するこ

とも可能となっておりますので御参考にしてください。

これらの取組も含め、学校プールの維持管理に関する教師等の負担軽減を図り、今後、損害賠償請求を一律に行うのではなく、本件に係る損害賠償責任が特定の教師等に生じることのないよう、積極的な取組を御検討いただくようお願いいたします。

なお、文部科学省が従前より示している「学校・教師が担う業務にかかる3分類」(※)の考え方に照らせば、学校プールの管理については、原則「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」であると考えられることを申し添えます。

各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の指定都市を除く市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、このことを十分に周知いただくようお願いいたします。

※「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（平成31年1月25日中央教育審議会）において提言された、学校における働き方改革の推進のために、学校・教師が担う業務を「基本的には学校以外が担うべき業務」、「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」、「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」の3つに整理したもの。

- 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（平成31年1月25日中央教育審議会）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985.htm
- 「学校体育施設の有効活用に関する手引き」（令和2年3月 スポーツ庁）
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/detail/1385575_00002.htm
- 「学校施設の集約化・共同利用に関する取組事例集」（令和2年3月 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部）
https://www.mext.go.jp/content/20221212-mxt_sisetuki-000026367_1.pdf

〔担当〕 文部科学省 初等中等教育局 初等中等教育企画課 地方教育行政係 (電話) 03-5253-4111 (内線4678)

令和7年夏期（7～8月）における水泳等の事故

警察庁生活安全局生活安全企画課『令和7年夏期における水難の概況』参照
※（ ）内は中学生以下の子供で内数

【表1】 水難者数

	水難者数
令和7年夏期	535人（103）
令和6年夏期	601人（105）

【表2】 場所別死者・行方不明者

	令和7年夏期		令和6年夏期	
	人数	構成比	人数	構成比
海	288(9)	53.8%	117(5)	48.3%
河川	187(5)	35.0%	88(11)	36.4%
湖沼池	28	5.2%	10(0)	4.1%
用水路	21	3.9%	20(1)	8.3%
プール	11(1)	2.1%	2(1)	0.8%
その他	0	0.0%	5(0)	2.1%
計	535(15)		242(18)	

【表3】 行為別死者・行方不明者

	令和7年夏期		令和6年夏期	
	人数	構成比	人数	構成比
水泳	27	11.2%	24(3)	9.9%
水遊び	39	16.2%	39(12)	16.1%
魚とり・釣り	52	21.6%	51(0)	21.1%
作業中	14	5.8%	15(0)	6.2%
通行中	10	4.1%	6(0)	2.5%
その他	99	41.1%	107(3)	44.2%
陸上における遊戯・スポーツ中	1	0.4%	1(1)	0.4%
ボート遊び	1	0.4%	1(0)	0.4%
水難救助活動	2	0.8%	9(2)	3.7%
シュノーケリング	15	6.2%	9(0)	3.7%
スキューバダイビング	6	2.5%	6(0)	2.5%
サーフィン	4	1.7%	6(0)	2.5%
その他	7	2.9%	14(0)	5.8%
不明	63	26.1%	61(0)	25.2%
合計	241		242(18)	

【表4】 年齢層別死者・行方不明者

	令和7年夏期		令和6年夏期	
	人数	構成比	人数	構成比
子供	15	6.2%	18	7.4%
未就学児童	1	0.4%	3	1.2%
小学生	4	1.7%	6	2.5%
中学生	10	4.1%	9	3.7%
高校生又はこれに相当する年齢の者	8	3.3%	9	3.7%
高校卒業以上に相当する年齢以上65歳未満の者	94	39.0%	97	40.1%
65歳以上の者	108	44.8%	102	42.1%
不明	16	6.6%	16	6.6%
合 計	241		242	

独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施している災害共済給付制度において
スポーツ事故（水泳・水泳指導中）に係る死亡見舞金・障害見舞金を支給した件数

○水泳・水泳指導中の事故等による死亡見舞金の支給件数

※令和7年度は速報値

学校種	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	総 計
小学校	0	0	0	1	0	1
中学校	0	0	0	0	0	0
高等学校	1	2	0	0	0	3
総 計	1	2	0	1	0	4

※学校種は発生校種

○水泳・水泳指導中の事故等による障害見舞金の支給件数

※令和7年度は速報値

学校種	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	総 計
小学校	0	0	0	0	1	1
中学校	4	0	0	0	2	6
高等学校	0	1	1	2	0	4
総 計	4	1	1	2	3	11

※学校種は発生校種